

令和3年8月の大雨による被害等の 相談窓口の設置について

この度の令和3年8月の大雨により、酒類事業者の方々が今回の大雨により被害を受けた場合には、被災の状況が落ち着いてから、管轄の酒類指導官部門にご相談ください。

国税庁HP（酒税やお酒の免許についての相談窓口）

<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/sodan/index.htm>

なお、その他の措置等につきましては、情報が入り次第、速やかにお知らせいたします。